

# 福井県報

号外第12号  
平成28年  
3月18日(金)  
火・金曜日 発行  
1月1,800円郵送料共

## 目次

(※は、県例規集登載事項)

### 条例

- ※福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例(一・財務企画課)……………四
- ※福井県職員の退職管理に関する条例(二・人事企画課)……………一〇
- ※地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(三・同)……………一一
- ※福井県職員定数条例の一部を改正する条例(四・同)……………一五
- ※福井県の部制に関する条例の一部を改正する条例(五・同)……………一五
- ※福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(六・同)……………一六
- ※外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例および地方自治法施行令第百五十二条第一項第三号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例(七・同)……………一六
- ※福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(八・市町振興課)……………一六
- ※福井県奨学金返還支援基金条例(九・政策推進課)……………一七
- ※福井県消費生活センターの組織および運営等に関する条例(一〇・県民安全課)……………一七
- ※福井県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(一一・長寿福祉課)……………一八
- ※介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(一二・同)……………一八
- ※福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(一三・障害福祉課)……………二〇
- ※福井県立病院使用料および手数料徴収条例および福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例(一四・地域医療課)……………二二
- ※福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例(一五・地域産業・技術振興課)……………二二
- ※福井県屋外広告物条例の一部を改正する条例(一六・都市計画課)……………二二
- ※福井県都市公園条例の一部を改正する条例(一七・同)……………二三
- ※福井県建築審査会条例の一部を改正する条例(一八・建築住宅課)……………二四
- ※福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例(一九・教育庁高校教育課)……………二五
- ※市町立学校員負担教職員定数条例の一部を改正する条例(二〇・教育庁義務教育課)……………二五
- ※福井県立青少年センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例(二一・教育庁生涯学習・文化財課)……………二五
- ※福井県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(二二・警察本部警務課)……………二五
- ※特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(二三・税務課)……………二五
- ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(二四・人事企画課)……………二六
- ※住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(二五・市町振興課)……………二六
- ※福井県国民健康保険財政安定化基金条例(二六・長寿福祉課)……………二六
- ※福井県安心子ども基金条例の一部を改正する条例(二七・子ども家庭課)……………二六

## 本号で公布された 条例のあらまし

### ◇福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例(第一号 財務企画課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十一号)による農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四十四号)の一部改正に伴い、登録検査機関登録申請手数料等の額を定めることとした。(別表関係)
- 2 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成二十一年国土交通省告示第二百九号)の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の額を改定することとした。(別表関係)
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部施行に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等の額を定めることとした。(別表関係)
- 4 この条例は、一部の規定を除き、平成二十八年四月一日から施行することとした。

### ◇福井県職員の退職管理に関する条例(第二号 人事企画課)

- 1 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)
- 2 再就職者のうち、県を離職した日の五年前の日より前に国の部課長に相当する職に就いていた者は、離職後二年間、現職職員に対し、当該職に就いていたときの職務に属する県と再就職先との間の契約、処分等に関し、職務上の行為をするように要求してはならないこととした。(第二条関係)

3 管理職職員が営利企業等に再就職することを約束した場合は、任命権者にその旨を届け出なければならないこととした。(第三条関係)

4 元管理職職員が営利企業等に再就職した場合は、離職後二年間、離職時の任命権者にその旨を届け出なければならないこととした。(第四条関係)

5 再就職状況の届出を受けた任命権者は、速やかに、知事へ報告することとした。(第五条関係)

6 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(第三号 人事企画課)  
一 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正関係  
等級別基準職務表を規定することとした。(別表第五の三関係)

二 福井県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正関係  
人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項に、人事評価の状況および退職管理の状況を追加することとした。(第三条関係)

三 施行期日  
この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福井県職員定数条例の一部を改正する条例(第四号 人事企画課)

1 福井しあわせ元気国体・大会および北陸新幹線整備促進の業務の増加に伴い、職員定数を改定することとした。(第二条関係)

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福井県の部制に関する条例の一部を改正す

る条例(第五号 人事企画課)

1 総合政策部の分掌事務のうち、議会に関する事項を総務部の分掌事務とすることとした。(第三条および第四条関係)

2 観光営業部の分掌事務のうち、国際化に関する事項を産業労働部の分掌事務とすることとした。(第七条および第八条関係)

3 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(第六号 人事企画課)

1 地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号)の一部改正に伴い、障害厚生年金と傷病補償年金が併給される場合の減額調整率を引き上げることとした。(附則第五条関係)

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかり方を定める条例および地方自治法施行令第五十二条第一項第三号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例(第七号 人事企画課)

一 外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかり方を定める条例の一部改正関係  
外郭団体の出資比率の減少に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(別表関係)

二 地方自治法施行令第五十二条第一項第三号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正関係  
外郭団体の出資比率の減少に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(本則関係)

三 施行期日

この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(第八号 市町振興課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第五十号)および農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(別表関係)

2 知事の権限に属する事務を処理する市町を追加することとした。(別表関係)

3 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福井県奨学金返還支援基金条例(第九号 政策推進課)

1 大学生等の奨学金の返還を支援することにより、大学生等の県内における就業および定着を促進し、もって本県の産業を担う人材を確保するため、福井県奨学金返還支援基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによることとした。(第二条関係)

3 基金の管理に関し必要な事項を定めるところとした。(第三条、第七条関係)

4 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福井県消費生活センターの組織および運営等に関する条例(第十号 県民安全課)

1 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)の一部改正に伴い、福井県消費生活センターの組織および運営等に関する事項を

定めることとした。(第一条関係)

2 消費生活センターは、消費生活相談等の事務に従事する職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保することとした。(第四条関係)

3 消費生活センターは、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じることとした。(第五条関係)

4 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福井県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(第十一号 長寿福祉課)

1 厚生労働大臣が標準として定める財政安定化基金拠出率に変更されたことに伴い、福井県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出率を変更することとした。(第二条関係)

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(第十二号 長寿福祉課)

1 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部改正により、小規模な通所介護に関する事務が市町の所管となることに伴い、福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十号)その他の関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第十三号 障害福

社課

- 1 基準該当自立訓練の事業実施事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所等を追加するため、所要の規定の整備を行うこととした。(第九十七条、第五十条の二および第六十条の二関係)
- 2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福井県立病院使用料および手数料徴収条例および福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例(第十四号 地域医療課)

- 1 福井県立病院の出産関係手数料等の額を改定することとした。(別表関係)
- 2 福井県立すこやかシルバー病院の薬剤容器料等の額を改定することとした。(別表関係)
- 3 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例(第十五号 地域産業・技術振興課)

- 1 福井県工業技術センターの設備の整備等に伴い、使用料および手数料の新設等を行うこととした。(別表関係)
- 2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福井県屋外広告物条例の一部を改正する条例(第十六号 都市計画課)

- 1 優れた自然景観や街並みを保全し、良好な景観の形成を図るため、知事が禁止地域等に定めることができる地域または場所を追加するとともに、知事は、地域の特性に応じて禁止地域等および許可地域等の区分を定めることとした。(第二条および第四条関係)
- 2 公衆に対する危害を防止するため、表示

または設置を禁止する広告物等を追加することとした。(第九条関係)

- 3 広告物等の表示または設置が許可の基準に適合しない場合においても、公益上特にやむを得ないときには、許可をすることができることとした。(第十条関係)
- 4 この条例は、平成二十八年十月一日から施行することとした。

◇福井県都市公園条例の一部を改正する条例(第十七号 都市計画課)

- 1 平成三十年の福井しあわせ元気国体・大会の開催に向け再整備を進めている福井県福井運動公園の施設のうち、供用を開始する陸上競技場の夜間照明等の使用料の新設等を行うこととした。(別表第二関係)
- 2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福井県建築審査会条例の一部を改正する条例(第十八号 建築住宅課)

- 1 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部改正に伴い、建築審査会の委員の任期に関する規定を定めることとした。(第一条および第三条関係)
- 2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例(第十九号 教育庁高校教育課)

- 1 福井県立学校職員の定数を改定することとした。(第三条関係)
- 2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇市町立学校費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(第二十号 教育庁義務教

育課

- 1 市町立学校費負担教職員の定数を改定することとした。(第三条関係)
- 2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福井県立青少年センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例(第二十一号 教育庁生涯学習・文化財課)

- 1 福井県立青少年センターを閉所するため、福井県立青少年センターの設置および管理に関する条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成二十八年六月一日から施行することとした。

◇福井県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(第二十二号 警察本部警務課)

- 1 警察職員の定数を改定することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(第二十三号 税務課)

- 1 本社機能を県内に移転して設備を整備する事業者等に対する事業税および不動産取得税について、不均一課税を行うこととした。(第四条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(第二十四号 人事企画課)

- 一 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正関係
- 1 全ての給料表の給料月額を改定することとした。(別表第一、別表第五の二関係)
- 2 諸手当の改定

(一) 初任給調整手当について、医師および歯科医師ならびに獣医師に対する支給月額限度額を改定することとした。(第八条の二関係)

(二) 勤労手当について、十二月期の支給割合を百分の八十五(特定幹部職員にあつては、百分の百五)に引き上げることとした。(改正条例第一条の規定による改正後の第二十二条関係)

(三) 地域手当の支給割合を見直すこととした。(附則第十六項関係)

(四) 勤労手当について、六月期の支給割合を百分の八十(特定幹部職員にあつては、百分の百)に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の八十(特定幹部職員にあつては、百分の百)に引き下げることとした。(改正条例第二条の規定による改正後の第二十二条関係)

二 福井県特別職の職員給与および旅費に関する条例の一部改正関係

1 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百六十七・五に引き上げることとした。(改正条例第七条の規定による改正後の第二条の二および第三条関係)

2 期末手当について、六月期の支給割合を百分の百五十に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百六十五に引き下げることとした。(改正条例第八条の規定による改正後の第二条の二および第三条関係)

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一の二(四)および二の二は平成二十八年四月一日から施行し、一の一および二(一)から三(三)までは平成二十七年四月一日から、二の二は平成二十七年十二月一

日から適用することとした。

◇住民基本台帳法施行条例の一部を改正する  
条例(第二十五号 市町振興課)

1 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部改正に伴い、本人確認情報の利用に係る事務に関し所要の規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県国民健康保険財政安定化基金条例(第二十六号 長寿福祉課)

1 国民健康保険財政の安定化に資するため、福井県国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金に積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによることとした。(第二条関係)

3 基金の管理に関し必要な事項を定めるところとした。(第三条～第七条関係)

4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県安心こども基金条例の一部を改正する条例(第二十七号 子ども家庭課)

1 福井県安心こども基金の設置期限(平成二十八年五月三十一日)を平成二十九年五月三十一日まで延長することとした。(附則第二項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第一号  
福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県手数料徴収条例(平成十二年福井県条例第二号)の一部を次のように改正する。  
別表第三号の表百七の項および百八の項を次のように改める。

百七および百八 削除

別表第六号の表三十八の項の次に次のように加える。

三十八の二 農産物検査法施行令(平成七年政令第三百五十七号)第五条第一項第二号の規定に基づき農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四十四号)第十七条第一項に規定する登録検査機関の登録の申請に対する審査	登録検査機関登録申請手数料	十五万円
三十八の三 農産物検査法施行令第五条第一項第四号の規定に基づき農産物検査法第十八条第三項において準用する同法第十七条第一項に規定する登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査	登録検査機関登録更新申請手数料	一万円
三十八の四 農産物検査法施行令第五条第一項第六号の規定に基づき農産物検査法第十九条第二項に規定する登録検査機関の変更登録の申請に対する審査	登録検査機関変更登録申請手数料	三万円 十五万円
1 農産物の種類の増加に係るもの	登録の区分の増加に係るもの	
2		

別表第七号の表八十七の項金額の欄第一号  
(一)および(二)を次のように改める。

(一) (二)または(三)に掲げる場合以外の場合  
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ  
次に定める額

(1) 住宅を新築する場合 次に掲げる住  
戸の数(知事が規則で定める算定方法  
によって算定したものをいう。以下こ  
の項および次項において同じ。)の区  
分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一 四万五千円
  - ロ 二以上五以下 十一万円
  - ハ 六以上十以下 十七万円
  - ニ 十一以上三十以下 三十四万円
  - ホ 三十一以上五十以下 六十万円
  - ヘ 五十一以上百以下 百万円
  - ト 百一以上二百以下 百九十万円
  - チ 二百一以上三百以下 二百七十万円
  - リ 三百一以上 三百三十万円
- (2) 住宅を増築し、または改築する場合  
次に掲げる住戸の数の区分に応じ、  
それぞれ次に定める額

- イ 一 六万八千円
  - ロ 二以上五以下 十六万円
  - ハ 六以上十以下 二十五万円
  - ニ 十一以上三十以下 五十万円
  - ホ 三十一以上五十以下 九十万円
  - ヘ 五十一以上百以下 百五十万円
  - ト 百一以上二百以下 二百九十万円
  - チ 二百一以上三百以下 四百十万円
  - リ 三百一以上 五百万円
- (二) 長期優良住宅建築等計画に係る適合証  
(知事が規則で定める適合証をいう。次  
項において同じ。)を添付する場合 次  
に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次  
に定める額

(1) 住宅を新築する場合 次に掲げる住  
戸の数の区分に応じ、それぞれ次に定  
める額

- イ 一 六千円
- ロ 二以上五以下 一万二千元
- ハ 六以上十以下 二万千円
- ニ 十一以上三十以下 三万七千元
- ホ 三十一以上五十以下 五万七千元
- ヘ 五十一以上百以下 十万円
- ト 百一以上二百以下 十六万円
- チ 二百一以上三百以下 二十万円
- リ 三百一以上 二十一万円

(2) 住宅を増築し、または改築する場合  
次に掲げる住戸の数の区分に応じ、  
それぞれ次に定める額

- イ 一 九千円
- ロ 二以上五以下 一万八千円
- ハ 六以上十以下 三万二千元
- ニ 十一以上三十以下 四万六千元
- ホ 三十一以上五十以下 八万六千元
- ヘ 五十一以上百以下 十五万円
- ト 百一以上二百以下 二十四万円
- チ 二百一以上三百以下 三十五万円
- リ 三百一以上 三十二万円

別表第七号の表八十八の項金額の欄第一号  
(一)および(二)を次のように改める。

(一) (二)または(三)に掲げる場合以外の場合  
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ  
次に定める額

- イ 一 二万六千円
- ロ 二以上五以下 五万九千円
- ハ 六以上十以下 九万六千円
- ニ 十一以上三十以下 十八万円
- ホ 三十一以上五十以下 三十三万円

別表第七号の表に次のように加える。

(1) 住宅を新築する場合 次に掲げる住  
戸の数の区分に応じ、それぞれ次に定  
める額

- イ 一 六千円
- ロ 二以上五以下 一万二千元
- ハ 六以上十以下 二万千円
- ニ 十一以上三十以下 三万千円
- ホ 三十一以上五十以下 五万七千元
- ヘ 五十一以上百以下 十万円
- ト 百一以上二百以下 十六万円
- チ 二百一以上三百以下 二十万円
- リ 三百一以上 二十一万円

(二) 長期優良住宅建築等計画に係る適合証  
を添付する場合 次に掲げる場合の区分  
に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一 六千円
  - ロ 二以上五以下 一万二千元
  - ハ 六以上十以下 二万千円
  - ニ 十一以上三十以下 三万千円
  - ホ 三十一以上五十以下 五万七千元
  - ヘ 五十一以上百以下 十万円
  - ト 百一以上二百以下 十六万円
  - チ 二百一以上三百以下 二十万円
  - リ 三百一以上 二十一万円
- (2) 住宅を増築し、または改築する場合  
次に掲げる住戸の数の区分に応じ、  
それぞれ次に定める額
- イ 一 九千円
  - ロ 二以上五以下 一万八千円

別表第七号の表に次のように加える。

- ハ 六以上十以下 三万二千元
- ニ 十一以上三十以下 四万六千元
- ホ 三十一以上五十以下 八万六千元
- ヘ 五十一以上百以下 十五万円
- ト 百一以上二百以下 二十四万円
- チ 二百一以上三百以下 三十万円
- リ 三百一以上 三十二万円

<p>九十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この項から第十五の項までにおいて「法」という。)第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額          1 法第三十条第二項の規定による申出をしない場合 次に掲げる建築物の部分(申請に係る部分に限る。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額          (一) 住宅部分(法第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下この項から九十五の項までにおいて同じ。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額          (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証(知事が規則で定める適合証をいう。以下この項および次項において同じ。)を添付しない住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額          イ 一戸建ての住宅 次に掲げる床面積の合計(知事が規則で定める算定方法によつて算定したものをいう。以下この項から九十五の項までにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額          (イ) 二百平方メートル未満のもの 三万四千元          (ロ) 二百平方メートル以上のもの 三万八千元          (二) 共同住宅等(二戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から九十五の項までにおいて同じ。) 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額          (イ) 三百平方メートル未満のもの 六万九千元          (ロ) 三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十          一万円          (ハ) 二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二          十万円          (ニ) 五千平方メートル以上のもの 二十八万円          (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付する住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額          イ 一戸建ての住宅 四千七百円          ロ 共同住宅等 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額          (イ) 三百平方メートル未満のもの 九千三百円          (ロ) 三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二          万円          (ハ) 二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四          万五千円          (ニ) 五千平方メートル以上のもの 八万円</p>
---	--------------------------------	---

- (二) 非住宅部分（法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から九十五の項までにおいて同じ。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額
- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付しない非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。以下この項から九十五の項までにおいて「省令」という。）第八条第一号イ(1)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合する場合 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 三百平方メートル未満のもの 二十三万円
- ロ 三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三十七万円
- ハ 二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 五十二万円
- ニ 五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 六十四万円
- ホ 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 七十六万円
- ヘ 二万五千平方メートル以上のもの 八十七万円
- ロ 省令第八条第一号イ(2)および同号ロ(2)に掲げる基準に適合する場合 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 三百平方メートル未満のもの 八万七千円
- ロ 三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十五万円
- ハ 二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十四万円
- ニ 五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十一万円
- ホ 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 三十七万円
- ヘ 二万五千平方メートル以上のもの 四十三万円
- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付する非住宅部分 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

<p>九十四 法第三十一 条第一項の規定に 基づく建築物エネ ルギー消費性能向 上計画の変更の認 定の申請に対する 審査</p>	<p>建築物エネ ルギー消費 性能向上計 画変更認定 申請手数料</p>
<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>1 法第三十一条第二項において準用する法第三十条第二項の規定による申出をしない場合 次に掲げる建築物の部分（申請に係る部分に限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額</p> <p>(一) 住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付しない住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 一戸建ての住宅 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ) 二百平方メートル未満のもの 一万九千円</p> <p>ロ) 二百平方メートル以上のもの 二万千円</p> <p>ロ 共同住宅等 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ) 三百平方メートル未満のもの 三万九千円</p> <p>ロ) 三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 六万七千円</p> <p>ハ) 二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十 二万円</p> <p>ニ) 五千平方メートル以上のもの 十八万円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付する住宅部分 九十三の項の下欄1(一)(2)に定める額</p> <p>(二) 非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付しな</p>	<p>2 法第三十条第二項の規定による申出をする場合 1に掲げる額に、七の項の下欄に掲げる額を加えて得た額</p> <p>イ 三百平方メートル未満のもの 九千三百円</p> <p>ロ 三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万七千円</p> <p>ハ 二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 八万円</p> <p>ニ 五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十三万円</p> <p>ホ 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十六万円</p> <p>ヘ 二万五千平方メートル以上のもの 二十万円</p>



<p>九十五 法第三十六 条第一項の規定に 基づく建築物の工 ネルギー消費性能 認定申請</p>	
<p>九十五 法第三十六 条第一項の規定に 基づく建築物の工 ネルギー消費性能 認定申請 1 住宅部分 した額</p>	<p>い非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 省令第八条第一号イ(1)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合する場合 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (イ) 三百平方メートル未満のもの 十二万円 (ロ) 三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二十万円 (ハ) 二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 三十万円 (ニ) 五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十九万円 (ホ) 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十六万円 (ヘ) 二万五千平方メートル以上のもの 五十三万円 ロ 省令第八条第一号イ(2)および同号ロ(2)に掲げる基準に適合する場合 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (イ) 三百平方メートル未満のもの 四万八千円 (ロ) 三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 八万六千円 (ハ) 二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十六万円 (ニ) 五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 二十二万円 (ホ) 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 二十六万円 (ヘ) 二万五千平方メートル以上のもの 三十二万円 (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証を添付する非住宅部分 九十三の項の下欄1(2)に定める額 2 法第三十一条第二項において準用する法第三十条第二項の規定による申出をする場合 1に掲げる額に、七の項の下欄に掲げる額を加えて得た額</p>

に係る認定の申請手数料  
に対する審査

	<p>(一) 建築物のエネルギー消費性能に係る適合証（知事が規則で定める適合証をいう。以下この項において同じ。）を添付しない住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 省令第一条第一項第二号イ(1)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合する二戸建ての住宅 九十三の項の下欄1(一)(1)イに定める額</p> <p>(2) 省令第一条第一項第二号イ(2)および同号ロ(2)に掲げる基準に適合する二戸建ての住宅 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 二百平方メートル未満のもの 一万七千円</p> <p>ロ 二百平方メートル以上のもの 一万九千円</p> <p>(3) 省令第一条第一項第二号イ(1)および同号ロ(1)に掲げる基準に適合する共同住宅等 九十三の項の下欄1(一)(1)ロに定める額</p> <p>(4) 省令第一条第一項第二号イ(2)および同号ロ(2)に掲げる基準に適合する共同住宅等 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 三百平方メートル未満のもの 三万三千円</p> <p>ロ 三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 五万七千円</p> <p>ハ 二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十万円</p> <p>ニ 五千平方メートル以上のもの 十六万円</p> <p>(二) 建築物のエネルギー消費性能に係る適合証を添付する住宅部分 九十三の項の下欄1(二)に定める額</p> <p>2 非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額</p> <p>(一) 建築物のエネルギー消費性能に係る適合証を添付しない非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 省令第一条第一項第一号イに掲げる基準に適合する場合 九十三の項の下欄1(一)(1)イに定める額</p> <p>(2) 省令第一条第一項第一号ロに掲げる基準に適合する場合 九十三の項の下欄1(一)(1)ロに定める額</p> <p>(二) 建築物のエネルギー消費性能に係る適合証を添付する非住宅部分 九十三の項の下欄1(二)に定める額</p>
--	--

附則  
この条例は、平成二十八年四月一日から施

行する。ただし、別表第三号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

福井県職員の退職管理に関する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第二号

福井県職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二第八項および第三十八条の六第二項の規定に基づき、福井県職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第二条 法第三十八条の二第一項、第四項および第五項の規定によるもののほか、再就職者（同条第一項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第八項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第二十一条第一項に規定する部長または課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第三十八条の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役員（同項に規定する役員をいう。）または同条第八項の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第一項に規定する契約等事務をいう。）であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、またはし

ないようにより要求し、または依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第三条 管理職職員(管理または監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員をいう。以下同じ。)(退職手当通算予定職員(法第三十八條の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)(および管理職職員であつた職員は、離職後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就くことを約束した場合(報酬を得る場合に限る。))または営利企業の地位に就くことを約束した場合は、日々雇入れられる者となることを約束した場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、任命権者にその旨を届け出なければならない。

第四条 管理職職員であつた者(退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人(法第三十八條の二第二項に規定する退職手当通算法人をいう。))の地位に就いている者および公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。))は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。))または営利企業の地位に就いた場合は、前条の規定による届出を行った場合、日々雇入れられる者となつた場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職またはこれに相当する職の任命権者にその旨を届け出なければならない。

第五条 前二條の規定による届出を受けた任命権者(知事を除く。))は、速やかに、当該届出に係る事項を知事に報告するものとする。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第三号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十四条第六項および」を「第二十四条第五項、第二十七条第二項および第二十八条第三項ならびに」に改め、「」の給与」の下に「等」を加え、同条第二項を削る。

第三条第三項中「給料表を」を「給料表に」に、「人事委員会が」を「別表第五の三に定めるもののほか、人事委員会規則で」に改める。

第四条第五項中「同日前」の下に「において人事委員会規則で定める日以前」を加える。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

(降給)

第四条の二 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一

の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。))および降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の低位の号給に変更することをいう。以下同じ。))とする。

2 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第二号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

一 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任された場合を除く。))

イ 職員の人事評価(地方公務員法第六條第一項に規定する人事評価をいう。以下同じ。))における総合評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

ロ 任命権者が指定する医師二名によつて、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないことが明らかの場合

ハ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての

適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行つたにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき(イおよびロに掲げる場合を除く。))

二 職制もしくは定数の改廃または予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

3 任命権者は、職員の人事評価における総合評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の人事委員会が定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

4 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

5 職員は、第二項第一号ロに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、職員の降給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第二十二條第一項中「対し、」の下に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果および」を加え、「その者の勤務実績」を「勤務の状況」に改める。別表第五の二の次に次の一表を加える。

## 別表第5の3(第3条関係)

## イ 行政職給料表等級別基準職務表

等級	職務	基準となる職務
1級	典型的な業務を行う職務	
2級	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	
3級	1 企画主査の職務 2 主査級に属する職の職務	
4級	1 課長補佐級に属する職の職務 2 特に困難な業務を処理する企画主査の職務 3 特に困難な業務を処理する主査級に属する職の職務	
5級	1 出先機関の課長の職務 2 課長補佐の職務 3 困難な業務を処理する課長補佐級に属する職の職務	
6級	1 本庁の課長の職務 2 課長級に属する職の職務 3 困難な業務を処理する出先機関の課長の職務	
7級	1 本庁の困難な業務を所掌する課の長の職務 2 困難な業務を処理する課長級に属する職の職務	
8級	1 本庁の部の企画幹の職務 2 次長級に属する職の職務	
9級	1 本庁の部長の職務 2 部長級に属する職の職務	
ロ 警察職給料表等級別基準職務表		
等級	職務	基準となる職務
1級	巡査の職務	
2級	相当な知識または経験を必要とする業務を行う職務	
3級	1 主任級に属する職の職務 2 相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	
4級	1 係長級に属する職の職務 2 困難な業務を処理する主任級に属する職の職務	
5級	1 課長補佐級に属する職の職務 2 困難な業務を処理する係長級に属する職の職務	
6級	1 困難な業務を処理する課長補佐級に属する職の職務 2 技能指導官の職務	
7級	1 課長級に属する職の職務 2 警視をもつて充てる職の職務	
8級	1 参事官級に属する職の職務	

2 相当困難な業務を処理する課長級に属する職の職務

## 9級 部長級に属する職の職務

## ハ 教育職給料表(一)等級別基準職務表

等級	職務	基準となる職務
1級	1 高等学校の講師、助教諭、養護助教諭または実習助手の職務 2 特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手または寄宿舎指導員の職務	
2級	1 高等学校または特別支援学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務 2 困難な業務を処理する実習助手または寄宿舎指導員の職務	
3級	高等学校または特別支援学校の副校長または教頭の職務	
4級	高等学校または特別支援学校の校長の職務	

## ニ 教育職給料表(二)等級別基準職務表

等級	職務	基準となる職務
1級	中学校または小学校の講師、助教諭または養護助教諭の職務	
2級	中学校または小学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務	
3級	中学校または小学校の副校長または教頭の職務	
4級	中学校または小学校の校長の職務	

## ホ 研究職給料表等級別基準職務表

等級	職務	基準となる職務
1級	相当の知識または経験を必要とする研究を行う職務	
2級	相当高度の知識または経験を必要とする研究を行う職務	
3級	1 試験研究機関の課長の職務 2 課長補佐級に属する職の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な研究を行う職務	
4級	1 試験研究機関の長の職務 2 課長級に属する職の職務 3 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う課長補佐級に属する職の職務	
5級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 広範囲にわたる研究の統括、調整等を行う課長級に属する職の職務	

## ヘ 医療職給料表(一)等級別基準職務表

等級	職務	基準となる職務
1級	医療業務または公衆衛生業務を行う職務	
2級	1 副医長の職務 2 健康福祉センターの課長の職務 3 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務または公衆衛生業務を行う職務	

3級	1	病院のセンター長の職務
	2	主任医長の職務
	3	健康福祉センターの医幹の職務
	4	医長の職務
	5	高度の知識経験に基づき困難な医療業務または公衆衛生業務を行う職務
4級	1	病院の院長の職務
	2	病院の副院長の職務
	3	子ども療育センターの所長の職務
	4	極めて高度の知識経験に基づき困難な医療業務または公衆衛生業務を行う職務

ト 医療職給料表(二)等級別基準職務表

等級	基準となる職務	
1級	相当の知識または経験を必要とする業務を行う職務	
2級	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	
3級	1	企画主査の職務
	2	主査級に属する職の職務
4級	1	困難な業務を処理する企画主査の職務
	2	困難な業務を処理する主査級に属する職の職務
5級	1	出先機関の課長の職務
	2	病院の次長の職務
6級	1	課長級に属する職の職務
	2	困難な業務を処理する出先機関の課長の職務
	3	困難な業務を処理する病院の次長の職務
	4	特に困難な業務を処理する企画主査の職務
	5	特に困難な業務を処理する主査級に属する職の職務
7級	1	病院の薬剤部部長の職務
	2	家畜保健衛生所の長の職務
	3	困難な業務を処理する課長級に属する職の職務

チ 医療職給料表(三)等級別基準職務表

等級	基準となる職務	
1級	1	准看護師の職務
	2	看護師見習の職務
3級	1	保健師、助産師または看護師の職務(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員が行う職務に限る。)
	2	保健師、助産師または看護師の職務

3級	2	困難な業務を行う准看護師の職務
	1	企画主査の職務
	2	主査級に属する職の職務
	3	困難な業務を行う保健師、助産師または看護師の職務
4級	1	課長補佐級に属する職の職務
	2	困難な業務を行う企画主査の職務
	3	困難な業務を行う主査級に属する職の職務
5級	1	看護師長の職務
	2	健康福祉センターの課長の職務
6級	1	課長級に属する職の職務
	2	困難な業務を処理する看護師長の職務
	3	困難な業務を処理する健康福祉センターの課長の職務
	4	特に困難な業務を行う企画主査の職務
7級	1	病院の看護部部長の職務
	2	困難な業務を処理する課長級に属する職の職務

リ 福祉職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務	
1級	相当の知識または経験を必要とする業務を行う職務	
2級	1	企画主査の職務
	2	主査級に属する職の職務
3級	1	相当高度の知識経験に基づき比較的困難な専門的業務を行う職務
	2	困難な業務を処理する企画主査の職務
	3	困難な業務を処理する主査級に属する職の職務
4級	1	出先機関の課長の職務
	2	課長補佐級に属する職の職務
	3	特に困難な業務を処理する企画主査の職務
	4	特に困難な業務を処理する主査級に属する職の職務
5級	1	課長級に属する職の職務
	2	困難な業務を処理する出先機関の課長の職務
6級	困難な業務を処理する課長級に属する職の職務	

附則に次の一項を加える。

12 平成二十五年三月三十一日から引当金  
や職員による若くは別表第五ノの表が適用  
されるものの別表第五の三チの表の規定

「1 課長補佐級の職務  
2 困難な業務を行う企画主査の職務  
3 困難な業務を行う主査級の職務  
4 困難な業務を行う企画主査の職務  
5 特別に困難な業務を行う主査級の職務」

「1 困難な業務を行う企画主査級の職務  
2 困難な業務を行う主査級の職務  
3 困難な業務を行う企画主査の職務  
4 特別に困難な業務を行う主査級の職務  
5 特別に困難な業務を行う企画主査の職務」

「1 課長補佐級の職務  
2 特別に困難な業務を行う主査級の職務  
3 特別に困難な業務を行う企画主査の職務  
4 特別に困難な業務を行う主査級の職務  
5 特別に困難な業務を行う企画主査の職務」

（福井県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正）  
第二条 福井県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年福井県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。  
（外国の地方公共団体の機関等に派遣される福井県職員等の処遇等に関する条例の一部改正）

第三条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福井県職員等の処遇等に関する条例（昭和六十三年福井県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。  
（福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第四条 福井県職員等の勤務時間、休暇等に

関する条例（平成七年福井県条例第二号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。  
（公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例の一部改正）

第五条 公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例（平成十三年福井県条例第五十号）の一部を次のように改正する。  
第二条第二項第三号および第十一条第三号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。  
（福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特別に関する条例の一部改正）

第六条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特別に関する条例（平成十四年福井県条例第四号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。  
第五条第三項を次のように改める。

3 任命権者は、第一号任期付研究員の第一項の給料表の号給を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号給に決定するものとする。  
一 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 一号給

二 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 一号給

三 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 二号給

事する場合 二号給  
三 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務またはその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 三号給

四 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務またはその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 四号給

五 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務またはその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 五号給

六 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務またはその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 六号給

第五条第六項中「第三項」の下に「また

は第四項」を加え、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 任命権者は、第二号任期付研究員の第二項の給料表の号給を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号給に決定するものとする。  
一 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 一号給

二 博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によつて運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 二号給

三 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 三号給

（福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部改正）  
第七条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成十五年福井県条例第一号）の一部を次のように改正する。

（福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部改正）  
第七条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成十五年福井県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第七条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、特定任期付職員の前項の給料表の号給を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号給に決定するものとする。

一 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 一号給

二 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 二号給

三 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 三号給

四 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 四号給

五 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 五号給

六 極めて高度の専門的な知識経験または優れた職見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 六号給

七 極めて高度の専門的な知識経験または優れた職見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 七号給

(福井県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第八条 福井県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年福井県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十一号とし、第八号

を第十号とし、同条第七号中「および勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同条第六号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 退職管理の状況  
第三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 人事評価の状況  
附則  
(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福井県職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十八年三月十八日  
福井県知事 西川 一誠

福井県条例第四号  
福井県職員定数条例の一部を改正する  
附則  
福井県知事 西川 一誠

福井県職員定数条例(昭和二十四年福井県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二、八九五人」を「二、八七五人」に、「四、〇一五人」を「三、九九五人」に改め、同項第六号中「一八〇人」を「二〇〇人」に、「三二七人」を「三三七人」に改める。

附則  
この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福井県の部制に関する条例の一部を改正す

る条例を公布する。  
平成二十八年三月十八日  
福井県知事 西川 一誠

福井県条例第五号  
福井県の部制に関する条例の一部を改正する条例  
正する条例  
福井県の部制に関する条例(昭和二十八年福井県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 議会に関する事項  
第四条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第七条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 海外との人および経済の交流に関する事項  
第八条第二号中「および国際化」を削る。

附則  
(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(福井県手数料徴収条例の一部改正)

2 福井県手数料徴収条例(平成十二年福井県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第四号の表九の項から十二の項までを次のように改める。

九 旅券法(昭和二十六年法律第一一般旅券発給手数料二百六十七号)第三条第一項および第八条第一項の規定に基づく一般旅券の発給

二千円

十 旅券法第九条第一項および同条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加	三百円
十一 旅券法第十二条第一項および同条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補	五百円
十二 削除	

別表第五号の表四の項から七の項までを次のように改める。

四から七まで 削除	
-----------	--

(外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例の一部改正)

3 外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例(平成十六年福井県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 公益財団法人福井県国際交流協会

福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

**福井県条例第六号**

福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年福

井県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表および同条第二項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

**附則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

2 この条例による改正後の福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第五条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金および休業補償ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金および同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例および地方自治法施行令第五十二条第一項第三号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

**福井県条例第七号**

外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例および地方自治法施行令第五十二条第一項第三号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例

(外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例の一部改

(正)

第一条 外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例(平成十六年福井県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げる。

(地方自治法施行令第五十二条第一項第三号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正)

第二条 地方自治法施行令第五十二条第一項第三号の規定による知事の調査等の対象となる法人を定める条例(平成二十四年福井県条例第二号)の一部を次のように改正する。

本則中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

**附則**

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

**福井県条例第八号**

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年福井県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三号の表四の項第八号中「第二十七条第三項」を「第二十七条第二項」に改め、



同項第九号中「第二十七条第六項」を「第二十七條第五項」に改め、同項および同表七の項中「美浜町」の下に「高浜町」を加える。

別表第四号の表中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この項中「法」という。）に基づき、次に掲げる事務	永平寺町、池田町、美浜町、高浜町、おおい町および若狭町
1 法第十二条第一項の規定による特定路外駐車場の設置の届出の受理に関する事務	
2 法第十二条第二項の規定による特定路外駐車場の変更の届出の受理に関する事務	
3 法第十二条第三項の規定による措置命令に関する事務	
4 法第五十三条第二項の規定による報告の徴収および立入検査に関する事務	

別表第六号の表七の項第一号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第四条第四項」を「第四条第七項」に、「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号中「第四号および第十一号」を「第三号および第九号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第八号を同項第六号とし、同項第九号中「第七号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十号中「第十四号」を「第十二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十一号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十二号を同項第十号とし、同項第十三号中「第十一

号」を「第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十四号を同項第十二号とし、同表八の項第三号中「第十五条の二第六項」の下に「または第七項」を加える。

別表第七号の表五の項第四十五号中「第三十六条」を「第三百三十六條第一項」に、「農業会議等」を「農業委員会等」に改め、同項中「敦賀市」の下に「小浜市、勝山市、鯖江市、あわら市および越前市」を加える。

**附則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

2 この条例の施行の際知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては市または町の長が処理することとなる事務に係るものは、当該市もしくは町の長がした処分その他の行為または当該市もしくは町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

福井県奨学金返還支援基金条例を公布する

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

**福井県条例第九号**

**福井県奨学金返還支援基金条例**

**(設置)**

第一条 大学生等の奨学金の返還を支援することにより、大学生等の県内における就業および定着を促進し、もって本県の産業を担う人材を確保するため、福井県奨学金返還支援基金（以下「基金」という。）を設

置する。

**(積立て)**

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

**(管理)**

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

**(運用益金の処理)**

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

**(繰替運用)**

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

**(処分)**

第六条 知事は、大学生等の奨学金の返還を支援する事業を実施するため、基金の全部または一部を処分することができる。

**(委任)**

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附則**

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福井県消費生活センターの組織および運営等に関する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

**福井県条例第十号**

福井県消費生活センターの組織および運営等に関する条例

福井県消費生活センターの組織および運営等に関する条例を次のように制定する。

(趣旨)

第一条 この条例は、消費者安全法(平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。

第十條の二第一項の規定に基づき、消費生活センターの組織および運営ならびに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(公示)

第二条 知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

- 一 消費生活センターの名称および住所
- 二 法第十條の三第二項に規定する消費生活相談の事務を行う日および時間

(職員)

第三条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長および消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置かなければならない。

(研修)

第四条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第八條第一項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第五条 消費生活センターは、法第八條第一項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第六條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成二十六年法律第七十一号)第二条の規定による改正前の法第十條第三項の規定により公示した事項については、第二条の規定による公示があつたものとみなす。

福井県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十一号

福井県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

福井県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成二十年福井県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「千分の〇・四四」を「千分の〇・四一」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十二号

介護保険法の一部改正に伴う関係条例

の整備に関する条例

(福井県軽費老人ホームの設備および運営の基準に関する条例の一部改正)

第一条 福井県軽費老人ホームの設備および運営の基準に関する条例(平成二十四年福井県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

(福井県特別養護老人ホームの設備および運営の基準に関する条例の一部改正)

第二条 福井県特別養護老人ホームの設備および運営の基準に関する条例(平成二十四年福井県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項および第五項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

(福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)

第三条 福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員ならびに設備および運営に関する基準

第一款 この節の趣旨および基本方針(第百十四條・第百十五條)

第二款 人員に関する基準(第百十六條・第百十七條)

第三款 設備に関する基準(第百十八條・第百十九條)

第四款 運営に関する基準(第百二十條・第百三十一條)

を「第五節 削除」に改める。

第八十六条第五項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。  
第七十七条中「(第五節を除く。)」を削る。

第七章第五節を次のように改める。  
第五節 削除

第十四条から第三十一条まで 削除  
第五十条第一項ただし書中「老人福祉法」の下に「(昭和三十八年法律第三百三十三号)」を加える。

第八十二条中「指定通所介護事業所」の下に「指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)」を加える。

第二百四十六条第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護および指定通所介護」を「次の各号に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。  
一 指定訪問介護  
二 指定訪問看護  
三 指定通所介護または指定地域密着型通所介護

(福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)  
第四条 福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二百三十三条第二項中「指定居宅サービス事業者をいう。」の下に「指定地域密着型サービス事業者(法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サー

ビス事業者をいう。)」を加え、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。)」の下に「指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四項第二号中「指定通所介護」の下に「もしくは指定地域密着型通所介護」を加える。

(福井県指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)  
第五条 福井県指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。  
(福井県介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営の基準に関する条例の一部改正)  
第六条 福井県介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営の基準に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。  
(福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例の一部改正)  
第七条 福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

(福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)  
第八条 福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。  
第六十一条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条前段中「指定通所介護事業者をいう。」の下に「または指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下「指定地域密着型サービス基準」という。)」を「指定地域密着型通所介護事業者をいう。」を加え、「指定通所介護をいう。以下同じ。)」を「指定通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)」に、「当該指定通所介護」を「当該指定通所介護等」に、「同項」を「指定居宅サービス等基準条例第百条第一項に、「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)」を「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)」を「指定通所介護事業所(または指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。))」に改め、同条後段中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め、同条第一号中「指

定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、「機能訓練室」の下に「(指定居宅サービス等基準条例第百二条第一項または指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号に規定する食堂および機能訓練室をいう。)」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第三号中「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第三号中「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改める。

第六十一条の二各号列記以外の部分中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下「指定地域密着型サービス基準」という。)」を「指定地域密着型サービス基準」に改め、同条第一号中「通いサービス」の下に「指定障害福祉サービス基準条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービスもしくは指定障害福祉サービス基準条例第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービスまたは」を加え、「または厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三百三十二号)以下「特区省令」という。)」第四号第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第二号中「通いサービス」の下に「指定障害福

定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、「機能訓練室」の下に「(指定居宅サービス等基準条例第百二条第一項または指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号に規定する食堂および機能訓練室をいう。)」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第三号中「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第三号中「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改める。

社サービス基準条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスもしくは指定障害福祉サービス基準条例第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスまたは「を加え、」または特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第四号中「利用者数および」を「利用者数ならびに」に改め、「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス基準条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスもしくは指定障害福祉サービス基準条例第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスまたは」を加え、「または特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第九十八条第三項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業者をいう。」または指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）に、「指定通所介護をいう。以下同じ。」を「指定通所介護をいう。」または指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）に改め、「第二項」の下に「または指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第七項まで」を加え、同条第四項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第一百零四条第四項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護事業を」を「指定通所介護事業等」に改め、「第二項」の下に「または指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第七項まで」を加え、同条第四項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第三項まで」の下に「または指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第三項まで」を加える。

井県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第九項の表第九十八条第三項の部中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業者をいう。」または指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）に、「指定通所介護をいう。以下同じ。」を「指定通所介護をいう。」または指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）に改め、「第二項」の下に「または指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第七項まで」を加え、同表第百零四条第四項の部中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第三項まで」の下に「または指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第三項まで」を加える。

福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例を改正する条例を公布する。  
平成二十八年三月十八日  
福井県知事 西川 一誠

を次のように改正する。

目次中「・第百五十一条」を「第百五十一条」に、「・第百六十一条」を「第百六十一条」に改める。

第九十七条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」「および「指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第百五十条の次に次の一条を加える。  
（指定小規模多機能型居宅介護事業等に関する特例）  
第百五十条の二 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスをを行う指定小規模多機能型居宅介護事業等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第百六十条の次に次の一条を加える。  
（指定小規模多機能型居宅介護事業等に関する特例）  
第百六十条の二 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生

福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年福

福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年福

福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年福

福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年福

活訓練を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福井県立病院使用料および手数料徴収条例および福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十四号

福井県立病院使用料および手数料徴収条例および福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

（福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部改正）

第一条 福井県立病院使用料および手数料徴収条例（昭和二十五年福井県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の項5中「一、〇〇〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表三の項中「九三、九六〇円」を「九八、二九〇円」に、「二三、〇一〇円」を「二三、〇二〇円」に、「八四、二四〇円」を「八六、四〇〇円」に、「五一、一二〇円」を「七九、七〇〇円」に、「五七五、七九〇円」を「六九〇、一一〇円」に、「一二、四四〇円」を「一九、二二〇円」に改め、同表五の項中「一六、二六〇円」を「二四、六五〇円」に改め、同表八の項中「七〇円」を「一〇〇円」に改め、同表十二の項中「三、〇八〇円」を「三、二四〇円」に改める。

別表に次のように加える。

二十二 多焦点眼内レンズを用いた片眼につき	三〇四、〇〇〇円
水晶体再建術	

（福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例の一部改正）

第二条 福井県立すこやかシルバー病院使用料および手数料徴収条例（平成七年福井県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「七〇円」を「一〇〇円」に改め、同表二の項中「三、〇八〇円」を「三、二四〇円」に改め、同表五の項中「一〇、〇三〇円」を「一四、四八〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十五号

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例 福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例（昭和六十年福井県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表マイクログラクテューエータシステムの項の次に次のように加える。

ガルバノスキャナ	一時間につき	八三〇
----------	--------	-----

別表第一第一号の表精密造形システムの項を次のように改める。		
精密3Dプリンター	一時間につき	一、〇六〇

別表第一第一号の表熱流体解析装置の項の次に次のように加える。		
電磁界解析システム	一時間につき	一、三〇〇

別表第一第一号の表雷サージパルス測定器の項を次のように改める。		
雷サージ試験機	一時間につき	一、三五〇

別表第一第一号の表雷サージ試験機の項の次に次のように加える。		
パルス測定装置	一時間につき	一、〇五〇
周波数解析装置	一時間につき	九九〇

別表第一第一号の表布帛用引張試験機の項の次に次のように加える。		
繊維材料物性評価装置	一時間につき	三、一七〇

別表第一第一号の表KES表面試験機の項の次に次のように加える。		
テキスタイル屈曲試験機	一時間につき	一三〇

別表第一第一号の表複合材料加圧加熱成形装置の項を次のように改める。		
複合材料用オートクレーブ成形装置	一時間につき	三、八二〇

別表第一第一号の表コールドプレス装置の項、熱収縮ムラ試験機の項、高分子改質用高調波レーザーシステムの項、革新織機(ウオータージェットルーム)の項およびプリント柄創作製造装置の項を削り、同表複合材料切断		
--	--	--

機の項の次に次のように加える。

CFRP切削加工装置	一時間につき	二、二六〇
------------	--------	-------

別表第一第一号の表金属粉末混合装置の項を削る。

別表第二の二の項2(内中(3))を削り、(4)を(3)とし、同表三の項1(二)に次のように加える。

(9) ガルバノスキャナ	一時間につき	三、一一〇
--------------	--------	-------

別表第二の三の項1(六)(3)を次のように改める。

(3) 精密3D積層造形	一時間につき	三、三四〇
--------------	--------	-------

別表第二の三の項2(一)(1)口を削り、同項2(二)を削る。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福井県屋外広告物条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十六号

福井県屋外広告物条例の一部を改正する条例

福井県屋外広告物条例(昭和三十九年福井県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「重要文化財または」を「重要文化財もしくは」に、「指定された建造物」を「指定され、または同法第五十七条第一項の文化財登録原簿に登録された建造物」に、「周囲の地域のうち知事が定める範囲内にある地域」を「敷地のうち知事が定めるもの」に改め、「仮指定された地域」の下に「同法第三百三十四条第一項の規定により選定

された重要文化的景観」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 前号に掲げる地域または場所の周囲の地域のうち知事が定める地域

第二条第五号中「周囲の地域のうち知事が定める範囲内にある地域」を「敷地のうち知事が定めるもの」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 前号に掲げる地域または場所の周囲の地域のうち知事が定める地域

第二条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 前号に掲げる地域の周囲の地域のうち知事が定める地域

第二条第十二号中「(次号に掲げる地域を除く。)」を削り、第二条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 前号に掲げる敷地の周囲の地域のうち知事が定める地域

第二条に次の一号を加える。

十八 前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、または風致を維持するために特に必要があるものとして知事が定める地域または場所

第二条に次の一項を加える。

2 知事は、地域の特性に応じた良好な景観の形成または風致の維持を図るため、規則で定めるところにより、禁止地域等の区分を定めるものとする。

第四条に次の一項を加える。

2 知事は、地域の特性に応じた良好な景観の形成または風致の維持を図るため、規則で定めるところにより、許可地域等の区分を定めるものとする。

第八条第一項中「前条までの規定」の下に「(第二条第二項および第四条第二項の規定を除く。)」を加え、同条第二項中「第二条

および第四条」を「第二条第一項および第四

条第一項」に改め、同条第三項中「第六項」を「第五項」に、「第二条」を「第二条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 事業所または営業所に案内するために表示し、または設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

第八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第二条から第四条まで」を「第二条第一項、第三条および第四条第一項」に改め、同項を同条第五項とする。

第九条に次の二号を加える。

六 信号機または道路標識に類似し、またはこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

七 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

第十条に次の一項を加える。

2 知事は、広告物等の表示または設置が前項の基準に適合しない場合においても、公益上特にやむを得ないと認めるときは、許可をすることができる。

第十三条第三項中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第二十一条第二項中「第二条から第四条まで」を「第二条第一項、第三条、第四条第一項」に改める。

第二十八条第一号中「第八条第四項」を「第四条第二項」に、「もしくは範囲」を「、

場所もしくはそれらの区分」に改め、同条第三号中「第四項、第五項各号もしくは第六項もしくは第十号」を「第三項第四号、第四項各号もしくは第五項もしくは第十号第一項」に改める。

第二十九条第一項中「第八条第四項」を「第四条第二項」に、「もしくは範囲」を「、

場所もしくはそれらの区分」に改める。

第四十七条第三項第一号中「第二条から第四条まで」を「第二条第一項、第三条、第四条第一項」に改める。

附則

（施行期日）  
1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この条例の施行前にされた改正前の福井県屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）第四条、第八条第三項もしくは第四項または第十二条の許可の申請であつて、この条例の施行の際許可を申請するかどうかの処分がされていないものについての許可または不許可の処分については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第八条第四項の規定に適合して表示され、または設置されている広告物等については、この条例の施行の日から六年間（立看板にあつては、当該広告物等の許可の期間が満了するまでの間）は、改正後の福井県屋外広告物条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該広告物等の変更または改造（規則で定める軽微な変更または改造を除く。）をしようとする場合には、この限りでない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）  
5 福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年福井県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表一の項第七号中「ならび

に第八条第三項および第四項」を「第八

条第三項および第十号第二項」に改める。

福井県都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十七号

福井県都市公園条例の一部を改正する

条例

福井県都市公園条例（昭和四十八年福井県

条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一福井県福井運動公園の項中

「野球場  
ラグビー・サッカー場 を「野球場」に、  
ボクシング練習場  
「合宿場」を「合宿所」に改める。  
別表第二第四号1-(2)の表を次のように改  
める。

に「野球場」を「野球場」に改める。

福井県都市公園条例の一部を改正する条例

を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十七号

福井県都市公園条例の一部を改正する

条例

福井県都市公園条例（昭和四十八年福井県

条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一福井県福井運動公園の項中

「野球場

ラグビー・サッカー場 を「野球場」に、

ボクシング練習場

「合宿場」を「合宿所」に改める。

別表第二第四号1-(2)の表を次のように改

める。

(2) 補助競技場

区分	算定基礎	金額(単位 円)		摘要
		学生等	一般	
専用する 場合 午後五時から午後八時三十分まで	午後五時から午後八時三十分まで	五〇〇	一、五〇〇	上記の金額には、室内練習場、更衣室および夜間照明の使用料を含む。
専用する 場合 午後五時から午後八時三十分まで	午後五時から午後八時三十分まで	九〇〇	二、七〇〇	
専用する 場合 午前八時三十分から午後五時まで	午前八時三十分から午後五時まで	五〇	一五〇	上記の金額には、室内練習場および夜間照明の使用料を含む。
専用する 場合 午前八時三十分から午後五時まで	午前八時三十分から午後五時まで	一〇〇	三〇〇	
専用しない 場合 午後五時から午後八時三十分まで	午後五時から午後八時三十分まで	一回につき	一回につき	

別表第二第四号1(3)の表の次に次の一表を加える。

(4) 夜間照明

算定基礎	金額(単位 円)	
	学生等	一般
一時間につき 全灯	一三〇〇	四〇〇
二分の一灯	六、五〇〇	二〇〇
五分の一灯	三、二五〇	一〇〇
十分の一灯	一、六二五	六二、五〇〇
全灯	一三〇〇	四〇〇
二分の一灯	六、五〇〇	二〇〇
五分の一灯	三、二五〇	一〇〇
十分の一灯	一、六二五	六二、五〇〇

別表第二第四号1(四)(3)の表中

二、九二、八〇	五〇	五八〇	六、六六、四〇	一、五〇
八〇	八〇	四〇	九〇	四〇

一、八一、七〇	八一、七〇	三九〇	四、七四、三〇	二、八〇
七〇	七〇	四〇	三〇	八〇

改め、

拡声装置	一、九一、五〇	三、七三〇	七二〇
および	九一、五〇	七三〇	二〇〇
コアボード装置一式	五〇	三〇	六〇

を削る。

別表第二第四号1(四)(4)の表を同号1(四)(5)の

表とし、同号1(四)(3)の表の次に次の一表を加える。

(4) 拡声装置および大型映像装置(スコアボード装置)

算定基礎	金額(単位 円)		摘要
	学生等	一般	
一時間につき 六五〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	1 大型映像装置に広告を表示する場合は、上記の金額に一日につき一〇〇、〇〇〇円を加算した額とする。 2 職業野球のためにグラウンドおよびスタンドを併せて使用する場合は、無料とする。ただし、大型映像装置に広告を表示する場合は、一日につき一〇〇、〇〇〇円とする。
六五〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	

別表第二第四号1(四)の表および同号1(六)の表を削り、同号1(七)の表を同号1(四)の表とし、同号1(八)の表を同号1(六)の表とする。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福井県建築審査会条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十八年三月十八日  
福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十八号  
福井県建築審査会条例の一部を改正する条例

福井県建築審査会条例(昭和二十五年福井県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「組織」の下に「委員の任期」を加える。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。  
(委員の任期)



第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十九号

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

福井県立学校職員定数条例（昭和三十一年福井県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「一、二五八人」を「一、二二八人」に改め、同号ロ中「二八人」を「二七人」に改め、同号ハ中「二九三人」を「二八一人」に改め、同項第三号イ中「七二〇人」を「七一九人」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第二十号

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和三十一年福井県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「二、八四五人」を「二、八四二人」に改め、同号ロ中「一九六人」を「一九三人」に改め、同号ハ中「五一人」を「五二人」に改め、同号ニ中「一九五人」を「一九四人」に改め、同項第二号イ中「一、七二一人」を「一、七〇三人」に改め、同号ロ中「七一人」を「七二人」に改め、同号ニ中「七二人」を「七四人」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福井県立青少年センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第二十一号

福井県立青少年センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例

福井県立青少年センターの設置および管理に関する条例（昭和四十五年福井県条例第二号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成二十八年六月一日から施行する。

福井県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第二十二号

福井県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

福井県地方警察職員定数条例（昭和二十九年福井県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表中「八〇人」を「八一人」に、「九六七人」を「九七二人」に、「五〇六人」を「五〇八人」に、「一、七二一人」を「一、七二五人」に、「二、〇六八人」を「二、〇七六人」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第二十三号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（昭和四十四年福井県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三号」を「第四号」に改める。

第二条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 地方活力向上地域 知事が作成した地域再生法（平成十七年法律第二十四号）
- 第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域をいう。

第三条の三第一項中「租税特別措置法」の

下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加える。

（地方活力向上地域における県税の不均一課税）

第四条 平成二十七年十月二日から平成三十年三月三十一日までの期間内に、地域再生法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下この項および次項において「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、同法第五条第四項第四号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法第十条第六項第四号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第六項第四号に規定する中小企業者および同法第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人にあつては千九百万円）以上のもの（以下この項において「特別償却設備」という。）を新設し、または増設した青色申告者（以下この項および次項において「特別償却設備設置者」という。）に対して課する次の各号に掲げる県税の税率については、県税条例第四十四条、第四十九条の五もしくは第六十一条または県税条例附則第八条の二の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

- 一 事業税 当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後三年または当該日の属する事業年度以後三年以内に終

了する事業年度について、当該各年または各事業年度の所得または収入金額のうち、次に掲げる区分ごとにそれぞれ当該区分に定める算式により計算した額の合算額に対するもの 県税条例第四十四条第一項から第三項までおよび第四十九条の五に規定する税率に十分の一を乗じて得た税率

ア 電気供給業、ガス供給業または倉庫業に係る所得または収入金額

本県において当該特別償却設備に係る固定資産の価額

× 当該特別償却設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額

イ 鉄軌道事業に係る所得金額

本県において当該特別償却設備設置者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度または当該年に係る所得金額

× 当該特別償却設備を新設し、または増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数

ウ アおよびイ以外の業種に係る所得または収入金額

× 当該特別償却設備を新設し、または増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数

本県において当該特別償却設備設置者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度または当該年に係る所得または収入金額

× 当該特別償却設備設置者が県内に有する事務所または事業所の数

当該新設し、または増設した特別償却設備に係る従業者の数

× 当該特別償却設備設置者が県内に有する事務所または事業所の数

二 不動産取得税 当該特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得(平成二十七年十月二日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対するもの 県税条例第六十一条および県税条例附則第八条の二に規定する税率に十分の一を乗じて得た税率

2 前項第一号の規定は、認定を受けた特定業務施設整備計画(以下この項において「認定特定業務施設整備計画」という。)が地域再生法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業を実施するものである場合にあつては、次に掲げる要件に適合するときに限り、適用する。

一 当該認定特定業務施設整備計画に記載された特定業務施設が、産業および人口の過度の集中を防止する必要がある地域およびその周辺の地域であつて規則で定めるものから移転して整備されたものであること。

二 前項第一号の規定の適用を受けようとする年または事業年度の末日において、当該特定業務施設において常時雇用する従業者の一部が、前号の規則で定める地域に有する他の事業所から転動させた者であること。

3 第一項第一号の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数および従業者の数の算定については、法第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第九項および第十項ならびに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準および所得の算定の例による。

第五条中「第三条の四」の下に、「第四条」を加える。

第六条第一項各号列記以外の部分中「第三条の四第一項」の下に、「第四条第一項」を加え、同項第一号中「ならびに」の下に「第四条第一項または」を加え、同項第二号中「第三条の三第一項第一号」の下に、「第四条第一項第一号」を加え、同項第四号中「第三条の四第一項第一号」の下に、「第四条第一項第二号」を加え、同条第二項中「第三条の三、第三条の四」の下に、「第四条」を、「第三条の四第一項第一号」の下に、「第四条第一項第二号」を加え、同条第二項中「第三条の四」の下に、「第四条」を加える。

第六条の二および第七条中「第三条の四」の下に、「第四条」を加える。

第八条中「第三条の四」の下に、「第四条」を、「当該集積区域内対象施設」の下に「当該特定業務施設」を加える。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

**福井県条例第二十四号**

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第一号中「三十六万六千七百円」を「三十六万七千六百円」に改め、同項第二号中「五万三百円」を「五万五百円」に改め、同項第三号中「三万円」

を「三万三百円」に改める。

第二十二條第二項第一号中「加算した額に」の下に「六月に支給する場合においては」を、「百分の九十五」の下に「十二月に支給する場合においては百分の八十五（特定幹部職員にあつては、百分の百五）」を加え、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「六月に支給する場合においては」を、「百分の四十五」の下に「十二月に支給する場合においては百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十）」を加える。

附則第十六項中「百分の一・三」を「百分の一・四」に改める。

附則第二十項中「勤勉手当減額対象額に」の下に「六月に支給する場合においては」を、「百分の〇・八五五」の下に「十二月に支給する場合においては百分の〇・七六五（特定幹部職員にあつては、百分の〇・九四五）」を、「勤勉手当減額基礎額に」の下に「六月に支給する場合においては」を、「百分の九十五」の下に「十二月に支給する場合においては百分の八十五（特定幹部職員にあつては、百分の百五）」を加える。

別表第一から別表第五の二までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	298,400	341,000	406,900	457,200
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	300,800	343,600	409,300	460,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	303,100	346,100	411,800	463,300
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	305,500	348,700	414,200	466,300
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	307,800	351,200	416,100	469,300
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	310,100	353,800	418,400	472,300
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	312,500	356,200	420,500	475,300
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	314,800	358,800	422,700	478,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	317,000	361,300	424,700	481,100
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	319,200	363,900	426,800	484,200
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	321,500	366,400	428,900	487,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	323,700	369,000	431,000	490,300
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	326,000	371,100	432,700	493,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	328,000	373,600	434,500	495,300
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	330,200	375,900	436,500	497,600
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	332,400	378,400	438,500	499,900
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	334,500	380,900	440,400	502,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	336,700	383,600	442,200	503,400
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	338,800	386,200	444,000	504,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	341,000	388,900	445,700	506,300
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	343,000	391,300	447,500	507,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	345,000	393,600	449,000	508,900
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	347,100	395,800	450,400	510,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	349,100	398,200	451,900	511,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	351,000	400,000	453,300	513,000
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	353,000	402,000	454,600	514,100
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	354,800	403,900	455,900	515,300
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	356,700	405,700	457,100	516,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	358,700	407,600	458,100	517,500
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	360,600	409,400	458,800	518,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	362,600	411,200	459,600	519,300
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	364,500	413,100	460,300	520,200
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	366,500	414,900	461,000	521,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	368,400	416,400	461,800	521,900
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	370,400	417,900	462,500	522,600
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	372,400	419,500	463,100	523,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	373,900	421,100	463,600	523,800

	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	375,700	422,400	464,200	524,400
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	377,500	423,700	464,800	525,200
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	379,100	424,900	465,400	525,800
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	380,900	426,100	465,900	526,300
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	382,300	427,400	466,400	
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	383,800	428,700	466,800	
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	385,400	429,900	467,100	
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	386,800	431,100	467,400	
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	388,000	431,900		
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	389,200	432,700		
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	390,300	433,500		
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	391,400	434,100		
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	392,600	434,800		
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	393,800	435,500		
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	394,900	436,200		
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	395,600	437,000		
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	396,300	437,800		
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	397,000	438,200		
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	397,700	438,900		
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	398,300	439,400		
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	398,900	439,800		
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	399,400	440,200		
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	399,800	440,600		
再任用職員 以外の職員	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	400,200	441,000		
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	400,500	441,400		
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	400,800	441,800		
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	401,100	442,100		
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	401,400	442,400		
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	401,700	442,800		
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	402,000	443,100		
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	402,300	443,400		
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	402,600	443,700		
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	402,900			
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	403,200			
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	403,500			
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	403,800			
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	404,100			
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	404,400			
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	404,700			
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	404,900			
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	405,200			
	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	405,500			
	80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	405,800			

81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	406,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	406,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	406,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	406,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	407,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	407,300
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	407,600
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	407,800
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	408,000
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	408,300
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	408,600
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	408,800
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	409,000
94		293,600	341,400	380,300		
95		294,000	341,900	380,700		
96		294,400	342,300	381,100		
97		294,600	342,400	381,400		
98		294,900	342,900	381,900		
99		295,300	343,300	382,300		
100		295,700	343,600	382,700		
101		295,900	343,900	383,000		
102		296,200	344,300	383,500		
103		296,600	344,700	383,900		
104		296,900	345,100	384,300		
105		297,100	345,600	384,600		
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			
109		298,300	347,300			
110		298,700	347,700			
111		299,100	348,000			
112		299,400	348,300			
113		299,500	348,800			
114		299,800				
115		300,100				
116		300,500				
117		300,700				
118		300,900				
119		301,200				
120		301,500				
121		301,900				
122		302,100				
123		302,400				

	124		302,700							
	125		303,000							
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 別表第2 (第3条関係)

## 警 察 職 給 料 表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300



	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300
	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000
	45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
	46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
	47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
	48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	
	49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	
	50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	
	51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	
	52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100	
	53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500	
	54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700	
	55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000	
	56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200	
	57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600	
	58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800	
	59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000	
	60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200	
	61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600	
	62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100		
	63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400		
	64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700		
	65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000		
	66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300		
	67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600		
	68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900		
	69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100		
	70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400		
再任用職員	71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700		
以外の職員	72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000		
	73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200		
	74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500		
	75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800		
	76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100		
	77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300		
	78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600		
	79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900		
	80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200		

81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400
82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700
83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000
84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300
85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500
86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300	
87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600	
88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800	
89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000	
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300	
91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600	
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800	
93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000	
94	299,400	323,000	349,400	383,000	414,900		
95	300,500	324,400	350,900	383,600	415,300		
96	301,800	325,700	352,400	384,100	415,700		
97	302,900	326,900	353,700	384,500	416,000		
98	304,100	328,200	354,900	384,900	416,400		
99	305,300	329,500	356,000	385,500	416,800		
100	306,500	330,800	357,200	386,000	417,200		
101	307,700	332,200	358,300	386,400	417,500		
102	308,700	333,100	359,400	386,900			
103	309,800	334,200	360,500	387,500			
104	310,800	335,400	361,700	388,000			
105	311,600	336,500	362,900	388,300			
106	312,200	337,600	363,400	388,700			
107	312,800	338,600	364,000	389,200			
108	313,500	339,700	364,600	389,500			
109	314,000	340,900	365,200	389,800			
110	314,500	341,900	365,700	390,300			
111	315,000	342,900	366,200	390,800			
112	315,600	343,800	366,700	391,300			
113	316,400	344,700	367,100	391,600			
114	317,100	345,600	367,500	392,100			
115	317,800	346,600	368,100	392,600			
116	318,500	347,600	368,600	393,100			
117	319,100	348,600	369,000	393,400			
118	319,900	349,100	369,500	393,900			
119	320,600	349,700	370,100	394,400			
120	321,400	350,300	370,600	394,900			
121	322,000	350,600	370,700	395,300			
122	322,300	351,000	371,300	395,800			
123	322,800	351,500	371,800	396,200			

	124	323,300	351,900	372,200	396,700					
	125	323,600	352,300	372,700	397,100					
	126		352,700	373,200	397,600					
	127		353,200	373,700	398,000					
	128		353,600	374,200	398,500					
	129		354,000	374,500	398,900					
	130			375,000						
	131			375,500						
	132			376,000						
	133			376,300						
	134			376,800						
	135			377,200						
	136			377,600						
	137			377,900						
	138			378,400						
	139			378,900						
	140			379,400						
	141			379,700						
再任用職員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

## イ 教 育 職 給 料 表 (一)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	153,600	197,900	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	399,100	472,800

	39	224,600	280,000	400,500	473,500
	40	226,400	282,000	401,900	474,200
	41	228,100	283,900	403,600	474,800
	42	229,800	286,400	405,000	475,500
	43	231,400	288,700	406,300	476,200
	44	233,000	291,200	407,800	476,900
	45	234,600	293,400	409,400	477,500
	46	236,000	295,900	410,700	478,200
	47	237,300	298,300	412,200	478,900
	48	238,600	301,000	413,800	479,600
	49	240,100	303,400	415,500	480,200
	50	241,600	305,800	416,900	
	51	242,800	308,300	418,500	
	52	244,300	310,700	420,000	
	53	245,600	313,100	421,700	
	54	246,800	315,300	423,200	
	55	248,200	317,400	424,800	
	56	249,400	319,600	426,400	
	57	250,700	321,900	427,900	
	58	251,800	324,000	429,400	
	59	253,000	326,200	430,600	
	60	254,200	328,200	431,800	
	61	255,500	330,400	433,000	
	62	256,900	332,500	434,300	
	63	258,300	334,700	435,600	
	64	259,500	336,900	436,800	
	65	260,900	338,800	438,000	
	66	262,400	341,000	439,200	
	67	264,000	343,100	440,400	
	68	265,700	345,300	441,600	
	69	267,200	347,300	442,800	
	70	268,600	349,200	444,000	
	71	270,000	351,300	445,200	
	72	271,500	353,300	446,400	
	73	272,600	355,100	447,500	
	74	274,000	357,000	448,100	
	75	275,400	358,800	448,600	
再任用職員 以外の職員	76	276,700	360,700	449,100	
	77	278,100	362,600	449,600	
	78	279,300	364,300	450,200	
	79	280,500	366,000	450,700	
	80	281,700	367,600	451,200	

81	282,900	369,100	451,700
82	284,100	370,600	452,300
83	285,300	372,100	452,800
84	286,500	373,500	453,300
85	287,700	374,600	453,800
86	288,800	376,000	454,400
87	290,000	377,400	454,900
88	291,200	378,700	455,400
89	292,400	380,000	455,900
90	293,500	381,300	
91	294,700	382,500	
92	295,900	383,800	
93	296,700	385,100	
94	297,700	386,200	
95	298,800	387,500	
96	300,000	388,700	
97	301,000	390,100	
98	302,100	391,100	
99	303,100	392,200	
100	304,200	393,200	
101	305,100	394,100	
102	306,200	395,100	
103	307,300	396,200	
104	308,300	397,300	
105	308,900	398,000	
106	309,800	398,900	
107	310,600	399,800	
108	311,400	400,700	
109	312,300	401,500	
110	312,700	402,400	
111	313,100	403,200	
112	313,600	404,000	
113	314,200	404,600	
114	314,600	405,300	
115	315,100	406,000	
116	315,600	406,700	
117	316,200	407,300	
118	316,700	407,800	
119	317,100	408,200	
120	317,600	408,600	
121	318,100	409,000	
122	318,500	409,300	
123	319,000	409,600	

	124	319,500	409,800		
	125	320,100	410,000		
	126	320,400	410,300		
	127	320,700	410,600		
	128	321,000	410,800		
	129	321,200	411,000		
	130	321,500	411,300		
	131	321,800	411,600		
	132	322,100	411,800		
	133	322,300	412,000		
	134	322,500	412,300		
	135	322,700	412,600		
	136	323,000	412,800		
	137	323,300	413,000		
	138	323,500	413,300		
	139	323,800	413,600		
	140	324,100	413,800		
	141	324,300	414,000		
	142	324,500	414,300		
	143	324,800	414,600		
	144	325,000	414,800		
	145	325,300	415,000		
	146	325,500	415,300		
	147	325,800	415,600		
	148	326,100	415,800		
	149	326,300	416,000		
	150	326,500	416,300		
	151	326,800	416,600		
	152	327,100	416,800		
	153	327,300	417,000		
再任用職員		232,800	273,100	329,900	414,000

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

口 教 育 職 給 料 表 (二)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	153,600	169,500	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	368,200	448,500
	39	223,800	253,100	369,800	449,000



40	225,500	255,500	371,400	449,500
41	227,100	258,200	372,700	450,000
42	228,800	260,600	374,100	450,500
43	230,400	262,800	375,500	451,000
44	232,000	265,000	377,000	451,500
45	233,700	267,200	378,500	452,000
46	235,200	269,400	380,100	452,500
47	236,600	271,600	381,700	453,000
48	238,000	273,700	383,200	453,500
49	239,400	276,000	384,600	454,000
50	240,800	278,000	386,100	
51	242,300	280,000	387,600	
52	243,500	282,000	389,000	
53	244,700	283,900	390,200	
54	246,100	286,400	391,500	
55	247,400	288,700	392,600	
56	248,600	291,200	393,700	
57	249,900	293,400	395,100	
58	251,100	295,900	396,300	
59	252,200	298,300	397,500	
60	253,400	301,000	398,800	
61	254,800	303,400	400,000	
62	256,100	305,800	401,000	
63	257,300	308,300	402,400	
64	258,300	310,700	403,700	
65	259,300	313,100	404,900	
66	260,700	315,300	406,000	
67	262,200	317,400	407,200	
68	263,700	319,600	408,300	
69	265,300	321,900	409,300	
70	266,800	324,000	410,500	
71	268,300	326,200	411,700	
72	269,800	328,200	412,900	
73	271,000	330,400	413,500	
74	272,200	332,500	414,300	
75	273,500	334,700	415,000	
76	274,800	336,900	415,500	
77	276,200	338,700	415,800	
78	277,300	340,600	416,200	
79	278,500	342,500	416,600	
80	279,700	344,300	417,000	
81	281,000	346,100	417,300	

再任用職員	82	281,900	347,900	417,700	
以外の職員	83	283,100	349,600	418,100	
	84	284,300	351,400	418,400	
	85	285,300	352,800	418,700	
	86	286,200	354,400	419,100	
	87	287,200	355,900	419,500	
	88	288,200	357,400	419,800	
	89	289,300	358,800	420,100	
	90	290,200	360,100	420,400	
	91	291,100	361,500	420,700	
	92	292,000	362,900	420,900	
	93	292,500	364,400	421,100	
	94	293,200	365,700	421,400	
	95	293,900	367,000	421,700	
	96	294,700	368,200	421,900	
	97	295,500	369,200	422,100	
	98	296,300	370,200	422,400	
	99	297,100	371,200	422,700	
	100	297,800	372,200	422,900	
	101	298,700	373,100	423,100	
	102	299,200	374,100	423,400	
	103	299,700	375,100	423,700	
	104	300,200	376,100	423,900	
	105	300,400	376,900	424,100	
	106	300,800	377,800		
	107	301,100	378,700		
	108	301,300	379,700		
	109	301,500	380,500		
	110	301,700	381,500		
	111	302,000	382,500		
	112	302,300	383,500		
	113	302,500	384,100		
	114	302,700	385,000		
	115	302,900	385,900		
	116	303,200	386,800		
	117	303,500	387,600		
	118	303,800	388,300		
	119	304,100	389,100		
	120	304,400	389,900		
	121	304,500	390,500		
	122	304,700	391,300		
	123	305,000	392,000		
	124	305,300	392,700		

125	305,500	393,300
126		394,000
127		394,500
128		395,100
129		395,800
130		396,400
131		396,900
132		397,400
133		397,700
134		398,000
135		398,300
136		398,600
137		398,900
138		399,200
139		399,500
140		399,800
141		400,100
142		400,400
143		400,700
144		401,000
145		401,200
146		401,500
147		401,800
148		402,000
149		402,200
150		402,500
151		402,800
152		403,000
153		403,200
154		403,500
155		403,800
156		404,000
157		404,200
158		404,500
159		404,800
160		405,000
161		405,200
162		405,500
163		405,800
164		406,000
165		406,200

再任用職員	224,000	269,900	323,200	404,000
-------	---------	---------	---------	---------

- 備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第3条関係)

## 研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	403,000
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	405,700
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	408,500
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	411,200
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	414,100
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	416,700
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	419,500
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	422,200
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	424,700
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	427,400
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	430,000
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	432,600
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	435,000
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	437,600
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	440,200
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	442,700
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	445,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	447,400
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	449,900
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	452,400
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	454,300
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	456,400
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	458,500
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	460,500
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	462,400
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	464,300
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	466,300
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	468,300
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	470,100
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	472,000
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	474,000
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	476,000
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	477,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	479,300
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	480,900
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	482,600
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	484,100
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	485,200

再任用職員 以外の職員	39	208,200	277,700	355,200	399,600	486,500
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	487,700
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	488,600
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	489,500
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	490,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	491,500
	45	219,400	284,500	362,100	408,200	492,300
	46	221,300	285,700	363,300	409,400	493,100
	47	223,100	287,000	364,600	411,000	493,900
	48	224,900	288,200	365,700	412,600	494,700
	49	226,600	289,600	366,800	413,900	495,300
	50	228,400	290,900	368,100	415,300	
	51	230,100	292,000	369,400	416,800	
	52	231,800	293,200	370,700	418,200	
	53	233,300	294,400	371,400	419,600	
	54	235,100	295,600	372,400	421,000	
	55	236,800	296,900	373,300	422,400	
	56	238,400	298,100	374,300	423,800	
	57	239,900	299,200	375,100	424,900	
	58	241,100	300,400	375,900	426,200	
	59	242,200	301,600	376,600	427,600	
	60	243,300	302,800	377,300	428,900	
	61	244,500	303,800	377,900	429,700	
	62	245,600	304,900	378,600	430,600	
	63	246,600	306,000	379,500	431,600	
	64	247,700	307,100	380,400	432,500	
	65	248,900	308,100	381,000	433,400	
	66	250,000	309,200	381,800	434,200	
	67	251,100	310,300	382,600	434,800	
	68	252,100	311,300	383,400	435,600	
	69	253,100	312,400	384,000	436,000	
	70	254,500	313,400	384,700	436,600	
	71	256,000	314,500	385,400	437,100	
	72	257,400	315,600	386,100	437,600	
	73	258,800	316,400	386,800	438,100	
	74	260,200	317,400	387,400	438,700	
	75	261,600	318,500	388,000	439,200	
	76	262,900	319,600	388,700	439,700	
	77	264,000	320,700	389,400	440,200	
	78	265,200	321,700	390,000	440,800	
79	266,500	322,600	390,600	441,300		
80	267,700	323,500	391,200	441,800		

81	269,100	324,600	391,800	442,300
82	270,400	325,400	392,400	442,900
83	271,700	326,100	393,000	443,400
84	272,900	326,900	393,600	443,900
85	274,100	327,400	394,100	444,400
86	275,200	327,900	394,600	445,000
87	276,500	328,400	395,100	445,500
88	277,700	328,900	395,800	446,000
89	278,700	329,200	396,200	446,500
90	279,900	329,700		
91	281,100	330,200		
92	282,300	330,700		
93	283,300	331,000		
94	284,300	331,400		
95	285,300	331,900		
96	286,300	332,400		
97	286,900	332,900		
98	287,800	333,400		
99	288,500	333,900		
100	289,400	334,400		
101	290,300	334,900		
102	291,000	335,400		
103	291,700	335,900		
104	292,400	336,400		
105	293,100	336,900		
106	293,600	337,300		
107	294,100	337,800		
108	294,600	338,200		
109	294,800	338,700		
110	295,200	339,100		
111	295,500	339,600		
112	295,800	340,000		
113	296,100	340,500		
114	296,400	340,900		
115	296,700	341,400		
116	297,000	341,800		
117	297,300	342,300		
118	297,700	342,700		
119	298,000	343,100		
120	298,400	343,500		
121	298,700	343,900		

---

再任用職員	216,300	257,500	282,300	324,700	379,000
-------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

---



別表第5 (第3条関係)

## イ 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500

再任用職員 以外の職員	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300
	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66		468,200	520,200	571,300
	67		468,900	520,900	572,200
	68		469,600	521,800	573,100
	69		470,100	522,700	574,000
	70		470,800	523,500	574,900
	71		471,500	524,400	575,800
	72		472,200	525,300	576,700
	73		472,600	526,100	577,600
	74		473,200	527,000	578,500
	75		473,900	527,900	579,400
	76		474,600	528,600	580,300
	77		475,000	529,400	581,200
	78		475,600	530,300	582,100
79		476,200	531,200	583,000	
80		476,700	532,100	583,900	

	81		477,300	532,900	584,800
	82		477,800	533,800	585,700
	83		478,300	534,700	586,600
	84		478,800	535,600	587,500
	85		479,200	536,400	588,400
	86		479,800	537,300	589,300
	87		480,200	538,200	590,200
	88		480,700	539,100	591,100
	89		481,200	539,900	592,000
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

口 医 療 職 給 料 表 (二)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100

	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
再任用職員 以外の職員	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
	64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
	65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
	66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	405,100	
	67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	405,400	
	68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	405,700	
	69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	405,900	
	70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900	406,200	
	71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400	406,500	
	72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900	406,800	
	73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500	407,000	
	74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000	407,300	
	75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600	407,600	
	76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200	407,900	
	77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700	408,100	
	78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
	79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
	80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
	81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		

	82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
	83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
	84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		
	85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200		
	86		288,300	324,200	345,100			
	87		288,500	324,400	345,400			
	88		288,700	324,800	345,700			
	89		289,100	325,200	346,100			
	90		289,300	325,600	346,400			
	91		289,500	326,000	346,800			
	92		289,700	326,400	347,100			
	93		290,100	326,700	347,500			
	94		290,300	326,900	347,800			
	95		290,500	327,300	348,100			
	96		290,800	327,600	348,400			
	97		291,200	327,800	348,700			
	98		291,500	328,100	349,100			
	99		291,700	328,400	349,500			
	100		292,000	328,700	349,900			
	101		292,300	328,900	350,400			
	102		292,500	329,200	350,800			
	103		292,700	329,600	351,200			
	104		293,000	329,800	351,600			
	105		293,300	329,900	352,100			
	106			330,200				
	107			330,600				
	108			330,800				
	109			331,000				
	110			331,400				
	111			331,800				
	112			332,200				
	113			332,400				
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ハ 医 療 職 給 料 表 (三)

職員の 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200	372,900
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300	375,500
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,000
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,400
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100	387,700
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200	390,000
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900	394,100
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800	396,300
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800	398,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800	400,500
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,700
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,900
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,900
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900	417,300
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000	419,200
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	421,000
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	422,900
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	424,600
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	426,200
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	427,900
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	429,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	430,800
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	432,100
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	433,700
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	435,200
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	436,900
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	438,500
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	439,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	441,300
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	442,400
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	443,700
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	445,000

40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500	446,400
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000	447,400
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500	448,100
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000	448,900
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300	449,500
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400	450,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500	451,100
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600	451,900
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800	452,700
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100	453,400
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200	454,100
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400	454,800
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500	455,600
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700	456,400
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700	457,200
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800	457,900
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900	458,600
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000	459,400
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500	
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100	
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500	
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100	
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600	
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000	
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500	
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100	
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500	
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800	
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100	
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500	
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	429,900	
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	430,200	
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	430,500	
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	430,900	
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	431,300	
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	431,600	
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	431,900	
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	432,300	
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400		
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900		
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200		
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500		



再任用職員 以外の職員	82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000
	83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400
	84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700
	85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000
	86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500
	87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000
	88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400
	89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700
	90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100
	91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600
	92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000
	93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
	94	280,400	313,800	347,200	365,200	
	95	281,300	314,500	347,900	365,600	
	96	282,300	315,100	348,500	365,900	
	97	283,200	315,800	348,900	366,500	
	98	284,000	316,100	349,300	367,000	
	99	284,600	316,700	349,800	367,500	
	100	285,500	317,400	350,200	368,000	
	101	286,300	317,800	350,700	368,600	
	102	287,100	318,400	351,100	369,100	
	103	287,900	319,000	351,600	369,600	
	104	288,700	319,600	352,000	370,000	
	105	289,400	320,000	352,300	370,600	
106	289,900	320,500	352,800	371,100		
107	290,400	321,000	353,200	371,600		
108	290,900	321,500	353,500	372,100		
109	291,100	321,900	354,000	372,700		
110	291,400	322,300	354,500	373,100		
111	291,600	322,600	355,000	373,600		
112	292,000	322,900	355,500	374,100		
113	292,300	323,300	356,000	374,700		
114	292,500	323,700	356,500			
115	292,900	324,100	357,000			
116	293,200	324,400	357,400			
117	293,500	324,600	357,800			
118	293,800	324,900	358,200			
119	294,100	325,300	358,700			
120	294,500	325,500	359,200			
121	294,800	325,700	359,600			
122	295,200	326,000	360,100			
123	295,500	326,300	360,600			
124	295,900	326,600	361,100			

125	296,100	326,800	361,400
126	296,300	327,100	
127	296,600	327,500	
128	297,000	327,700	
129	297,200	327,800	
130	297,500	328,100	
131	297,900	328,500	
132	298,300	328,700	
133	298,500	329,000	
134	298,800	329,400	
135	299,200	329,800	
136	299,500	330,200	
137	299,700	330,500	
138	300,000	330,900	
139	300,400	331,300	
140	300,700	331,700	
141	300,900	332,000	
142	301,300	332,400	
143	301,700	332,700	
144	302,000	333,100	
145	302,100	333,400	
146	302,400	333,800	
147	302,700	334,200	
148	303,100	334,600	
149	303,300	334,900	
150	303,500	335,300	
151	303,800	335,700	
152	304,100	336,100	
153	304,500	336,400	
154	304,700		
155	304,900		
156	305,200		
157	305,500		
158	305,800		
159	306,100		
160	306,400		
161	306,800		
162	307,100		
163	307,400		
164	307,700		
165	308,100		
166	308,400		

	167	308,700						
	168	309,000						
	169	309,400						
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	369,400

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第5の2 (第3条関係)

## 福 社 職 給 料 表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,400	203,600	249,600	271,000	317,000	361,300
	2	154,600	205,400	251,200	272,800	319,200	363,900
	3	155,800	207,200	252,600	274,500	321,500	366,400
	4	157,000	208,900	254,200	276,000	323,700	369,000
	5	158,000	210,600	255,500	277,800	326,000	371,100
	6	159,500	212,400	256,800	279,900	328,000	373,600
	7	160,900	214,200	258,200	282,100	330,200	375,900
	8	162,300	215,900	259,700	284,400	332,400	378,400
	9	163,600	217,800	260,900	286,500	334,500	380,900
	10	165,000	219,300	262,400	288,600	336,700	383,600
	11	166,400	220,800	263,800	290,800	338,800	386,200
	12	167,900	222,200	264,900	293,000	341,000	388,900
	13	169,400	223,700	266,200	295,000	343,000	391,300
	14	170,900	225,300	268,000	297,300	345,000	393,600
	15	172,400	226,900	269,700	299,500	347,100	395,800
	16	173,800	228,500	271,500	301,800	349,100	398,200
	17	175,400	229,900	273,200	303,900	351,000	400,000
	18	177,200	231,500	275,100	306,200	353,000	402,000
	19	178,900	233,000	276,900	308,400	354,800	403,900
	20	180,600	234,500	278,700	310,700	356,700	405,700
	21	182,200	235,700	280,300	312,900	358,700	407,600
	22	183,900	237,200	282,100	315,000	360,600	409,400
	23	185,600	238,500	283,700	317,200	362,600	411,200
	24	187,300	240,000	285,500	319,300	364,500	413,100
	25	188,900	241,500	287,400	321,400	366,500	414,900
	26	190,700	243,200	289,100	323,400	368,400	416,400
	27	192,500	244,700	290,900	325,500	370,400	417,900
	28	194,200	246,400	292,700	327,500	372,400	419,500
	29	196,000	247,800	294,300	329,500	373,900	421,100
	30	197,500	249,100	296,000	331,600	375,700	422,400
	31	199,000	250,500	297,700	333,600	377,500	423,700
	32	200,400	252,000	299,300	335,700	379,100	424,900
	33	201,900	253,300	300,900	337,500	380,900	426,100
	34	203,200	254,600	302,500	339,400	382,300	427,400
	35	204,500	256,000	304,000	341,300	383,800	428,700
	36	205,700	257,200	305,600	343,200	385,400	429,900
	37	207,000	258,600	307,300	344,700	386,800	431,100
	38	208,400	260,300	308,800	346,600	388,000	431,900

	39	209,800	261,900	310,400	348,500	389,200	432,700
	40	211,200	263,500	312,000	350,300	390,300	433,500
	41	212,200	265,000	313,400	352,200	391,400	434,100
	42	213,400	266,600	315,000	354,000	392,600	434,800
	43	214,500	268,200	316,500	355,800	393,800	435,500
	44	215,700	269,800	318,000	357,500	394,900	436,200
	45	216,600	271,500	319,300	359,300	395,600	437,000
	46	217,700	273,100	320,500	360,700	396,300	437,800
	47	218,700	274,700	321,700	362,200	397,000	438,200
	48	219,700	276,400	322,900	363,600	397,700	438,900
	49	220,600	277,900	323,900	364,600	398,300	439,400
	50	221,700	279,500	324,900	365,700	398,900	439,800
	51	222,800	281,100	325,800	366,800	399,400	440,200
	52	223,600	282,600	326,800	367,900	399,800	440,600
	53	224,300	284,300	327,700	368,800	400,200	441,000
	54	225,400	285,800	328,400	369,400	400,500	441,400
	55	226,100	287,200	329,200	370,200	400,800	441,800
	56	227,100	288,700	330,000	371,000	401,100	442,100
	57	228,000	290,200	330,600	371,800	401,400	442,400
	58	228,900	291,600	331,100	372,600	401,700	442,800
	59	229,700	293,100	331,700	373,400	402,000	443,100
	60	230,600	294,600	332,200	374,200	402,300	443,400
	61	231,600	295,900	332,700	375,100	402,600	443,700
	62	232,600	297,400	332,900	375,800	402,900	
	63	233,500	298,800	333,500	376,500	403,200	
	64	234,400	300,300	334,100	377,200	403,500	
	65	235,300	301,500	334,400	377,500	403,800	
	66	236,300	302,800	334,900	378,100	404,100	
	67	237,500	303,900	335,400	378,700	404,400	
	68	238,700	305,200	335,900	379,400	404,700	
	69	239,700	306,200	336,400	379,800	404,900	
	70	240,800	307,300	336,900	380,500	405,200	
	71	241,900	308,500	337,300	381,100	405,500	
	72	242,900	309,700	337,800	381,700	405,800	
	73	243,700	311,000	338,000	382,100	406,000	
	74	244,800	311,700	338,500	382,700	406,300	
	75	245,900	312,400	339,000	383,300	406,600	
再任用職員 以外の職員	76	247,000	313,000	339,500	383,900	406,800	
	77	247,900	313,800	339,800	384,300	407,000	
	78	248,900	314,500	340,200	384,800		
	79	249,900	315,200	340,700	385,300		
	80	250,900	315,900	341,100	385,900		

81	251,900	316,200	341,300	386,400
82	252,600	316,500	341,600	386,800
83	253,600	317,100	342,100	387,200
84	254,600	317,400	342,500	387,600
85	255,400	317,800	342,800	387,800
86	256,200	318,100	343,100	388,000
87	257,100	318,500	343,600	388,300
88	258,000	318,800	344,000	388,600
89	258,700	319,300	344,300	388,800
90	259,500	319,700	344,700	389,100
91	260,300	320,000	345,100	389,400
92	261,100	320,300	345,300	389,600
93	261,800	320,800	345,600	389,800
94	262,500	321,200		390,100
95	263,000	321,400		390,400
96	263,700	321,800		390,600
97	264,400	322,200		390,800
98	265,100	322,600		391,100
99	265,800	323,000		391,400
100	266,500	323,400		391,600
101	267,000	323,600		391,800
102	267,500	323,900		
103	267,900	324,200		
104	268,400	324,500		
105	268,500	324,900		
106	268,800	325,100		
107	269,100	325,400		
108	269,400	325,800		
109	269,800	326,200		
110	270,100	326,500		
111	270,500	326,900		
112	270,800	327,200		
113	271,100	327,500		
114	271,400	327,900		
115	271,700	328,200		
116	272,100	328,400		
117	272,400	328,500		
118	272,700	328,900		
119	273,100	329,300		
120	273,500	329,700		
121	273,700	329,900		
122	273,900			
123	274,300			

	124	274,600					
	125	274,800					
	126	275,100					
	127	275,500					
	128	275,900					
	129	276,100					
	130	276,500					
	131	276,900					
	132	277,200					
	133	277,400					
	134	277,700					
	135	278,100					
	136	278,400					
	137	278,600					
	138	278,900					
	139	279,200					
	140	279,500					
	141	279,700					
	142	279,900					
	143	280,100					
	144	280,400					
	145	280,800					
	146	281,000					
	147	281,300					
	148	281,600					
	149	281,900					
	150	282,100					
	151	282,400					
	152	282,600					
	153	282,900					
再任用職員		200,300	239,800	254,100	287,200	313,900	355,600

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十八条中「十九」を「二十」に改める。

第二十二條第二項第一号中「六月に支給する場合においては百分の七十五(特定幹部職員にあつては、百分の九十五)、十二月に支給する場合には百分の八十五(特定幹部職員にあつては、百分の百五)

「を「百分の八十(特定幹部職員にあつては、百分の百)」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合には百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)、十二月に支給する場合には百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)」を「百分の三十七・五(特定幹部職員にあつては、百分の四十七・五)」に改める。

附則第十九項中「十九」を「二十」に改める。

附則第二十項中「六月に支給する場合には百分の〇・六七五(特定幹部職員にあつては、百分の〇・八五五)、十二月に支給する場合には百分の〇・七六五(特定幹部職員にあつては、百分の〇・九四五)」を「百分の〇・七二(特定幹部職員にあつては、百分の〇・九)」に、「六月に支給する場合には百分の七十五(特定幹部職員にあつては、百分の九十五)、十二月に支給する場合には百分の八十五(特定幹部職員にあつては、百分の百五)」を「百分の八十(特定幹部職員にあつては、百分の百)」に改める。

(福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第三条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例(平成十四年福井県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	327,000
2	363,000
3	391,000

第六条第三項中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五」を「百分の百二十二・五」に改め、「百分の百五十五」との下に、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十」とを加える。

第四条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「同項中「」の下に「六月に支給する場合には」を加え、「とあるのは「百分の百五十五」と、「を「、十二月に支給する場合には」に、「百分の百六十」を「百分の百五十七・五」に改める。

(福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部改正)

第五条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成十五年福井県条例第一号)の一部を次のように改

正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第八条第二項中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五」を「百分の百二十二・五」に改め、「百分の百五十五」との下に、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十」とを加える。

第六条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第二十一條第二項中「」の下に「六月に支給する場合には」を加え、「とあるのは「百分の百五十五」と、「を「、十二月に支給する場合には」に、「百分の百六十」を「百分の百五十七・五」に改める。

(福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第七条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例(昭和二十九年福井県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項ただし書中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第三条第四項ただし書中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第八条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項ただし書中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

第三条第四項ただし書中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

(福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第九条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和四十六年福井県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第十条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条および第十条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の福井県一般職の職員等の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定、第三条の規定による改正後の福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。)の規定および



び第五条の規定による改正後の福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成二十七年四月一日から、第七条の規定による改正後の福井県特別職の給与および旅費に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定および第九条の規定による改正後の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

### (給与の内払)

3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与条例または改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の福井県一般職の職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福井県条例第五号。以下「平成十八年改正条例」という。))附則第七項から第九項までの規定に基づいて支給された給料および福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年福井県条例第五十七号。以下「平成二十六年改正条例」という。))附則第七項から第九項までの規定に基づいて支給された給料(以下「改正条例に基づいて支給された給料」という。))を含む。)、第三条の規定による改正前の福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与(改正条例に基づいて支給された給料を含む。)、第五条の規

定による改正前の福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与(改正条例に基づいて支給された給料を含む。)、第七条の規定による改正前の福井県特別職の職員等の給与および旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与または第九条の規定による改正前の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(平成十八年改正条例の規定による給料および平成二十六年改正条例の規定による給料(以下「改正条例による給料」という。))を含む。)、改正後の任期付職員条例の規定による給与(改正条例による給料を含む。)、改正後の任期付職員条例の規定による給与(改正条例による給料を含む。)、改正後の特別職給与条例の規定による給与または改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

### (人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

### 福井県条例第二十五号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成十四年福井県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三号を削り、第四号を第三号

とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

福井県国民健康保険財政安定化基金条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

### 福井県条例第二十六号

福井県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

第一条 国民健康保険財政の安定化に資するため、福井県国民健康保険財政安定化基金

(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および

利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、持続可能な医療保険制度を

構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)の施行の日(平成三十年四月一日)の前日までの間は、その全部または一部を処分してはならないものとする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福井県安心こども基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十八日

福井県知事 西川 一誠

福井県安心こども基金条例の一部を改正する条例

正する条例

福井県安心こども基金条例(平成二十一年

福井県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年五月三十一日」を「平成二十九年五月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

